

厚木市自殺対策庁内連絡会議設置規程

(設置)

第1条 自殺対策基本法に基づく市町村自殺対策計画を策定するとともに、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、厚木市自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を処理する。

- (1) 自殺対策計画の策定に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(構成)

第3条 連絡会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は健康こどもみらい部次長とし、副委員長は健康医療課長とする。
- 3 委員は、委員長が指名するものをもって充てる。

(委員長等)

第4条 委員長は、連絡会議の事務を総理し、連絡会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(連絡会議)

第5条 連絡会議は、必要な都度、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、連絡会議に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、自殺予防対策主管課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営について必要な事項は、委員長が連絡会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 厚木市自殺対策庁内連絡会議設置要綱（平成20年4月22日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。